

株式会社福井銀行と福井労働局および福井県との
働き方改革にかかる連携に関する協定書



以上、この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年11月28日

甲：福井市順化1丁目1番1号

株式会社 福井銀行

頭取 林 正博



乙：福井市春山1丁目1番54号

福井労働局

局長 早木 武夫



丙：福井市大手3丁目17番1号

福井県

知事 西川 一誠



株式会社福井銀行（以下「甲」という。）と福井労働局（以下「乙」という。）および福井県（以下「丙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで福井県内企業の働き方改革の取組みを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙および丙が密接に連携することにより、県内企業の働き方改革推進を支援することを目的とする

（連携事項）

第2条 甲、乙および丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

（1）職場環境改善や人材育成等、生産性向上にかかる支援策の県内企業への周知に関すること。

（2）非正規労働者の待遇改善に係る支援策の県内企業への周知に関すること。

（3）県内企業の働き方改革の取組み状況等の情報収集に関すること。

（4）その他本協定の目的に沿うこと。

2 甲、乙および丙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、その都度甲乙丙の合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙または丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解除）

第4条 甲、乙または丙のいずれかから、この協定の解除を申し出る場合、解約予定日の1ヵ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙および丙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に対して開示し、または漏らしてはならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合または法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（疑義への対応）

第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙および丙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

株式会社福邦銀行と福井労働局および福井県との
働き方改革にかかる連携に関する協定書



以上、この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年11月28日

甲：福井市順化1丁目6番9号

株式会社 福邦銀行

頭取

渡邊 健雄



乙：福井市春山1丁目1番54号

福井労働局

局長

早木 武夫



丙：福井市大手3丁目17番1号

福井県

知事

西川 一誠



株式会社福邦銀行（以下「甲」という。）と福井労働局（以下「乙」という。）および福井県（以下「丙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで福井県内企業の働き方改革の取組みを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙および丙が密接に連携することにより、県内企業の働き方改革推進を支援することを目的とする

（連携事項）

第2条 甲、乙および丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- （1）職場環境改善や人材育成等、生産性向上にかかる支援策の県内企業への周知に関すること。
- （2）非正規労働者の待遇改善に係る支援策の県内企業への周知に関すること。
- （3）県内企業の働き方改革の取組み状況等の情報収集に関すること。
- （4）その他本協定の目的に沿うこと。

2 甲、乙および丙は定期的な協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、その都度甲乙丙の合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙または丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解除）

第4条 甲、乙または丙のいずれかから、この協定の解除を申し出る場合、解約予定日の1ヵ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙および丙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に対して開示し、または漏らしてはならない。
ただし、事前に相手方の承諾を得た場合または法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（疑義への対応）

第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙および丙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

福井県信用金庫協会、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫と
福井労働局および福井県との働き方改革にかかる連携に関する協定書



福井県信用金庫協会、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫（以下「甲」という。）と福井労働局（以下「乙」という。）および福井県（以下「丙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで福井県内企業の働き方改革の取組みを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙および丙が密接に連携することにより、県内企業の働き方改革推進を支援することを目的とする

（連携事項）

第2条 甲、乙および丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

（1）職場環境改善や人材育成等、生産性向上にかかる支援策の県内企業への周知に関すること。

（2）非正規労働者の待遇改善に係る支援策の県内企業への周知に関すること。

（3）県内企業の働き方改革の取組み状況等の情報収集に関すること。

（4）その他本協定の目的に沿うこと。

2 甲、乙および丙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、その都度甲乙丙の合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙または丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解除）

第4条 甲、乙または丙のいずれかから、この協定の解除を申し出る場合、解約予定日の1ヵ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙および丙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に対して開示し、または漏らしてはならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合または法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（疑義への対応）

第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙および丙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年11月28日

甲：福井市大手3丁目8番6号

福井県信用金庫協会

会長 養輪 進一



福井市田原2丁目3番1号

福井信用金庫

理事長 高橋 俊郎



敦賀市本町1丁目11番7号

敦賀信用金庫

理事長 坊 栄二



小浜市大手町9番20号

小浜信用金庫

理事長 森下 充



大野市日吉町2番19号

越前信用金庫

理事長 西野 浩一



乙：福井市春山1丁目1番54号

福井労働局

局長 早木 武夫



丙：福井市大手3丁目17番1号

福井県

知事 西川 一誠

